

岩手県告示第633号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項及び第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス	東京都品川区東品川四丁目12番8号	ジャパンケア釜石	釜石市大町一丁目4番7号 店舗2	平成30年6月30日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社トータルりはびり	滝沢市巣子180番地3	訪問看護ステーションりはびり学校いわて	滝沢市牧野林1048番地7	平成30年6月30日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社トータルりはびり	滝沢市巣子180番地3	訪問看護ステーションりはびり学校いわて	滝沢市牧野林1048番地7	平成30年6月30日

4 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者		介護予防・日常生活支援事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ジャパンケアサービス	東京都品川区東品川四丁目12番8号	ジャパンケア釜石	釜石市大町一丁目4番7号 店舗2	平成30年6月30日